

給湯器の省エネルギー・非化石エネルギー転換 に向けた措置の検討

2026年5月22日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

目次

1. これまでご議論いただいた論点について
2. 今回ご議論いただきたい論点について
3. 制度案のスケジュールについて
4. 高効率給湯器の普及に向けた更なる取組について
5. その他

1. これまでご議論いただいた論点について

1. これまでのご議論いただいた論点について

決定事項 残論点

決定事項と残論点

省エネルギー小委員会での議論

(2023年11月 第43回)
(2024年7月 第45回)

- 規制対象に関するもの
 - ✓ 家庭や中小事業所等で用いられるエネルギー消費機器の非化石エネルギー転換を進めるため、機器の製造・輸入事業者に一定の対応を求める仕組みを導入することを決定。
 - 規制内容に関するもの
 - ✓ 給湯器を対象にエネルギー種横断で化石エネルギー消費量の削減（非化石エネルギー転換）を図るトップランナー制度を導入することを決定*。
 - 各給湯器の個別製品毎に標準的な運転モードでの化石エネルギー消費量を評価する。
 - 各給湯器の化石エネルギー消費量を各年の各給湯器の機種毎の出荷台数により加重調平均した数値を「非化石転換総合指標」とする。
 - ✓ 製造・輸入事業者に目標を自ら設定し、それを達成することを求め、また、国は目標設定にあたっての目安を示す制度とすることを決定。
 - 国は需要特性を踏まえた定性目安と、定性目安を元にした定量目安を提示する。
 - 製造事業者等は、定性的な目安を踏まえた製品出荷に関する取組方針の策定、定量目安及び自ら策定した取組方針を踏まえた目標基準値の設定、これらの公表、達成状況等の報告を行う。
- ※) 第45回省エネルギー小委員会での議論を踏まえ、製造事業者等が目標を自ら設定する制度案とした。

第1回判断基準WGでの議論

(2025年4月)

- 判断の基準に関するもの
 - ① 対象機器に関するもの：対象とする給湯器と対象外とする給湯器を決定。
 - ② 目標年度に関するもの：今後議論（遅くとも2035年度までを指定予定）。
 - ③ 国が示す定性目安・定量目安に関するもの
 - 定性目安について、「①高効率給湯器の導入可能性が高い環境」と「② ①以外の環境であって、潜熱回収型ガス給湯器の導入制約がない環境」における出荷の目安を具体化し、決定。
 - 定量目安については今後議論。
 - ④ 製造事業者等が対応すべき事項に関するもの：取組方針の策定、目標基準値の設定、これらの公表等について議論し、取組方針に盛り込むべき事項と目標基準値の計算方法、公表時期については今後議論。
 - ⑤ 達成判定に関するもの：製造事業者等が設定した目標基準値に、目標年度の実績値が達成しているかを判定すること、及び勧告の運用を決定。
- 表示に関するもの：本制度において表示を実施することを決定。具体的な内容は今後議論。
- 化石エネルギー消費量の算定等の方法に関するもの：化石エネルギー消費量の算定等にあたっては、効率値等の測定、給湯一次エネルギー消費量の算定、化石エネルギー消費量の算定の三段階の作業が必要であることを決定。化石エネルギー消費量の算定については今後議論。

第2回判断基準WGでの議論

(2025年5月)

- 判断の基準に関するもの
 - ② 目標年度に関するもの：2034年度とすることを決定。
 - ③ 国が示す定量目安に関するもの：指標として「給湯器1台・1人当たりの化石エネルギー消費量の加重平均値」を用いることを決定。具体的な数値及びインパクトについて第3回WGにて提示。
 - ④ 製造事業者等が対応すべき事項に関するもの：取組方針に盛り込むべき事項、目標基準値等の計算方法を決定。また、公表時期については2027年前半で決定。
- 表示事項及び遵守事項に関するもの
 - ✓ 具体的な表示事項及び遵守事項は、化石エネルギー消費量をベースに第3回WGにて議論。
 - 化石エネルギー消費量の算定等の方法に関するもの
 - ✓ 共通事項として、算出の期間、給湯熱負荷の考え方について決定（追い焚きについては見直す方針。）
 - ✓ 各機器毎の給湯一次エネルギー消費量等の算出方法の案を提示。調整を継続し、確定したものを第3回WGにて提示。
 - ✓ 給湯一次エネルギー消費量から化石エネルギー消費量を算定する方法の案を提示し、以下の通り決定。
 - 算定した総ガス消費量及び総電力消費量について、ガス消費量（MJ）については化石エネルギー係数として0.99を、電気消費量（kWh）については化石エネルギー係数として0.41を乗じた上で火力平均係数9.40（MJ/kWh）を乗じた値を化石エネルギー消費量とする。
 - ただし、目標年度に流通するガス及び電気の化石エネルギー由来の比率が上記の係数よりも小さい場合には、実績値の算定に当たって、実際の数値を用いてもよい。

2. 今回ご議論いただきたい論点について

2 - 1. 国が示す定量目安について①

- 国は需要特性を踏まえた定性目安と、定性目安を元にした定量目安を提示することとしている。
- 国が示す定量目安の算出方法は以下の通り。

$$\begin{aligned} &< \text{定量目安（目標年度に出荷される給湯器の「単位化石エネルギー消費量」の加重平均値）} \text{ [MJ/台・人]} > \\ &= \frac{\Sigma (\text{A. 目標年度時点における世帯セグメント別・給湯器区分出荷台数 [台]} \\ &\quad \times \text{B. 世帯セグメント別・給湯器区分別の給湯器1台・1人当たり化石エネルギー消費量 [MJ/台・人]})}{\Sigma (\text{A. 目標年度時点における世帯セグメント別・機種別出荷台数 [台]})} \end{aligned}$$

A. 目標年度時点における世帯セグメント別・給湯器区分別の出荷台数[台]

- 各種統計情報を用いて算出された「①目標年度における世帯セグメント別の給湯器の出荷台数」に対し、「②目標年度における各世帯セグメント内での給湯器区分別の導入割合」を乗じることで算出。
- なお、②の集計値は下表の通り。

<各世帯セグメント別給湯器導入割合※>

	全体	その他	潜熱回収型	高効率
出荷台数比率 (%)	100%	18.1%	42.5%	39.3%
(参考) 2023年度実績	100%	49%	29%	22%

※前回の判断基準WGでは、追い焚きによる給湯負荷を考慮していなかったこと、各給湯器種の給湯エネルギー算出方法が定まっていなかったこと等から再計算を実施。

B. 世帯セグメント別・給湯器区分別の給湯器1台・1人当たり化石エネルギー消費量 [MJ/台・人]

- 業界団体提供資料等を活用し、「③世帯セグメント別・給湯器種類別の1台当たり化石エネルギー消費量」を算出。
- ③について、給湯器区分毎に、該当する各給湯器種類の出荷シェアによって加重平均化することでB.を算出。
- なお、目標年度時点における給湯器種類別の出荷台数は不明であるため、高効率給湯器、その他給湯器それぞれについて以下のとおり算出。
 - ◇ 高効率給湯器：シェアは均等であると仮定し、ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池の単純平均化。
 - ◇ その他給湯器：家庭CO2統計を用いて、現時点におけるセグメント毎の従来型ガス給湯器と電気温水器のシェアを推計し、そのシェアが維持される想定の下、加重平均化。

2 - 1. 国が示す定量目安について②

- 定性目安、前頁の算出方法に基づき算出した定量目安は次の通り。

〈国の定量目安となる単位化石エネルギー消費量〉

5,605MJ/台・人

(参考) 同手法により算出された2023年度の単位化石エネルギー消費量

6,354MJ/台・人

2 - 1. 国が示す定量目安について③（前回の指摘事項）

- 第2回WGでいただいた指摘事項

- 指摘①：セグメント別の給湯器導入割合の数字について、高効率給湯器の設置制約の設定に使用されている変数の幅の確認と、その幅を踏まえたセグメント別給湯器の導入割合への影響についての説明が必要。
 - ✓ 新築集合：「3～4人世帯の60%は高効率給湯器の導入が困難」
 - ✓ 戸建：「土地面積74m²以下の住宅は高効率給湯器の導入が困難」
 - これらの数値が変動した場合のセグメント別給湯器の導入割合を試算。
- 指摘② 本制度の実施の結果として想定される効果の試算を示すことが必要。
 - 制度が開始される2034年度以降、国内の全ての給湯器（ストック）の割合が、定量目安を実現する給湯器導入割合になった時点における、化石エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を試算。

2-1. 国が示す定量目安について③（前回の指摘事項）

第2回WG資料

定量目安の設定に当たり想定するセグメント別の給湯器導入割合

「目標年度時点における、各世帯セグメントの給湯器出荷台数に占める、各給湯器区分に属する給湯器の割合」の算出の考え方

※1：関係業界へのヒアリング結果を活用。
 ※2：関係業界へのヒアリング結果と統計情報を活用。

		①経済合理性		②高効率給湯器の設置制約	
		考慮有無	考慮有無	制約の補足	
既築集合	従来型	○	-	・ 既築の集合住宅における高効率給湯器転換は困難（試算）以外を導入困難と設定	
	潜熱		-		
	高効率		○		
新築集合	従来型	○	-	・ 持家は1～2人世帯は足元の導入実績（試算） ・ 人世帯のうち60%導入困難※1と設定 ・ 賃貸住宅は、足元の導入実績（試算）以外を導入困難と設定（ただし電化住宅を除く）	
	潜熱		-		
	高効率		○		
既築戸建	従来型	○	-	・ 持家は、土地面積74㎡以下の住宅は導入困難※2 ・ 賃貸住宅は、足元の導入実績（試算）以外を導入困難と設定	
	潜熱		-		
	高効率		○		
新築戸建	従来型	○	-	・ 持家は、土地面積74㎡以下は導入困難※2と設定 ・ 賃貸住宅は、足元の導入実績（試算）以外を導入困難と設定	
	潜熱		-		
	高効率		○		

＜前回の指摘事項①＞
 これらの数値が変動した場合のセグメント別給湯器導入割合の変化を試算

＜前回の指摘事項②＞
 本制度の実施の結果として想定される効果の試算

セグメント別の給湯器導入割合※現時点版（若干変動の可能性あり）

（「目標年度時点における、各世帯セグメントで導入される各給湯器区分に属する給湯器の台数」を給湯器区分別に集計したもの）

	全体	その他	潜熱回収型	高効率
出荷台数比率(%)	100%	20.3%	41.1%	38.6%
(参考)2023年度実績	100%	49%	29%	22%

2-1. 国が示す定量目安について③（前回の指摘事項）

- 新築集合及び戸建のセグメントにおいて使用していた変数について、高位ケース、低位ケースでの給湯器導入割合を試算。
 - 高位ケースシナリオ：戸建において土地面積**49㎡以下は導入不可**、新築集合において**3人以上世帯の40%は導入不可**
 - 低位ケースシナリオ：戸建において土地面積**99㎡以下は導入不可**、新築集合において**足下の導入シェアを維持**

<変数による給湯器区分別導入割合に対する感度分析結果>

ケース	設置制約				給湯器区分別導入割合 (括弧内の数値はベースケースとの差分)		
	戸建		集合		その他	潜熱回収型	高効率
	新築	既築	新築	既築			
高位ケース シナリオ	賃貸：足元シェア維持 土地面積： 49㎡以下除外		2人以下：足元シェア維持 3人以上： 40%導入困難	足元シェア維持	17.5% (-0.6%pt)	41.4% (-1.1%pt)	41.2% (+1.8%pt)
中位ケース シナリオ (前回WG)	賃貸：足元シェア維持 土地面積： 74㎡以下除外		2人以下：足元シェア維持 3人以上： 60%導入困難	足元シェア維持	18.1%	42.5%	39.3%
低位ケース シナリオ	賃貸：足元シェア維持 土地面積： 99㎡以下除外		2人以下：足元シェア維持 3人以上： 足元シェア維持	足元シェア維持	19.2% (+1.0%pt)	44.3% (+1.8%pt)	36.6% (-2.7%pt)

※ 土地面積に関する変数（49m2、74m2、99m2）については、令和5年住宅・土地統計調査より引用。世帯人数に関する変数（40%、足下シェア（3.4%）については、資源エネルギー庁にて設定。

2 - 1. 国が示す定量目安について③（前回の指摘事項）

- 制度が開始される2034年度以降、国内の全ての給湯器（ストック）の割合が、定量目安を実現する給湯器導入割合になった時点における、市中に存在する給湯器の化石エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を、一定の前提の下、機械的に試算。
- 試算の結果、2034年度以降において特段の取組等を行わなかった場合と比較し、**化石エネルギー消費量は約104PJの消費量^{※1,2}の削減。これを二酸化炭素排出量に換算すると、約547万t-CO₂の排出量^{※3}の削減となる。**

※1 本試算においては、多くの想定を置いていることに留意。

- ✓ 「本制度を導入せず、2034年度以降も、2023年度実績の水準で家庭用給湯器のフロー比率が一定で継続し、将来的にこの比率をストックで実現するケース」と「本制度を導入し、2034年度以降、国が提示した定量目安を実現するような水準で家庭用給湯器のフロー比率が一定で継続し、将来的にこの比率をストックで実現するケース」を比較したもの。
- ✓ 国内の総世帯数は2023年度実績で横置き。
- ✓ 各セグメントの世帯構成比や給湯器1台あたりの化石エネルギー消費量は、定量目安算出時の前提を反映し、2034年度以降は横置き。

※2 原油換算すると約266万KL（省エネ法における換算係数は0.0258KL/GJ）

※3 二酸化炭素排出量への換算係数は、電気については0.25kg-CO₂/kWh、ガスについては50.6kgCO₂/GJを使用。

2-2. 表示について

- 表示については、その目的や化石エネルギー消費量をベースとすることについて了承済み。一方、第2回WGにて委員からご意見もいただき、今後は、以下の方向性で検討を進めていくこととしたい。

■ 表示の目的

- ✓ 消費者に対する情報提供により、優れた製品の普及を図ること。
- ✓ 製造事業者の開発意欲を促進すること。

■ 第2回WGでいただいたご意見

- ✓ 消費者が容易に理解することのできる平易な表現の重要性
- ✓ 消費者に誤解を与えることがないような補足の記載の必要性

■ これらに加え、今後は以下の重要性も踏まえて検討することとしてはどうか。

- ✓ 判断の基準における化石エネルギー消費量の算定方法においては、製造事業者等における将来の予見性を確保する観点等から、目標年度に至るまで、その算定方法は一定であることが極めて重要。
- ✓ 一方、表示における化石エネルギー消費量については、可能な限り実態に近い数値を消費者に対して情報提供することも極めて重要。
- ✓ これらの重要性を認識した上で、化石エネルギー消費量をベースとしつつも、**状況に応じた表示を継続的に検討することとしてはどうか。**また、目標年度が2034年度であることを踏まえ、**2031年度末までに検討を終えることとしてはどうか。**
 - 状況に応じた表示事項の例：給湯一次エネルギー消費量、表示する時点において可能な限り実態に近い化石エネルギー消費量 等

2 - 3. 給湯エネルギー消費量算定方法について（追い焚き）

- 追い焚きに要するエネルギー消費量は算定に含めることとする。

■ 追い焚き機能の考慮について

- 前回の判断基準WGにおいて、給湯熱負荷の考え方として、「条件を揃える観点で、追い焚きや暖房に要するエネルギー消費量は算定に含まない。」として提示したところ。
- このうち「追い焚き」を算定に含まないとしていた理由は、その付加的機能の有無によって算定エネルギー消費量に差が発生し、エネルギー消費量の評価において平等性を損なう懸念があったことによるもの。
- しかしながら、追い焚き機能を有さない機器については、追い焚きと同様の目的を持つ「差し湯」による負荷を計上することで、追い焚き機能を有する機器、有さない機器それぞれの機器を平等に評価する事が可能であり、機器運転の実態にも即した評価となることを確認。
- ついては、給湯熱負荷の考え方について、**追い焚きに要するエネルギー消費量も算定に含めること**としたい。
- なお、暖房については引き続き算定には含まない。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

ガス燃焼温水機器

1. エネルギー消費効率の測定方法等

- 暖房機能付きのもの以外のもののエネルギー消費効率はモード熱効率で評価し、日本産業規格S2075（2011）の9-試験に規定するモード効率試験により測定し、同規格附属書Bにより算出したモード熱効率とする。
- 暖房機能付きのもの以外のもののエネルギー消費効率は、同規格S2109（2019）の9-試験に規定する定格熱効率試験により測定、算出した定格熱効率とする。

2. エネルギー消費量の算定方法

- 電力消費量は、水栓及び浴槽給湯量、外気温度等により補正した給湯器の待機時及び水栓給湯時、湯はり時並びに保温時の補機による電力消費量の合計値とする。
- ガス消費量は、用途ごとの給湯熱負荷をエネルギー消費効率の補正值（用途ごとに設定する補正係数及び外気温度により補正した値）で除した値の和とする。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

家庭用燃料電池

1. エネルギー使用量の算定に用いる設備仕様

- 燃料電池発電システムのエネルギー消費量の算定に用いる設備仕様は、日本産業規格C8852（2024）附属書B表B-5に示す項目とする。

2. エネルギー消費量の算定方法

- 燃料電池発電システムのガス消費量は、発電ユニット及び補助熱源ユニットのガス消費量の合計値から発電量（自家消費分）のガス消費量相当分を差し引いた値とする。
- また、燃料電池発電システムが逆潮流を行う場合のガス消費量は、発電ユニット及び補助熱源ユニットのガス消費量の合計値から発電量（自家消費分）のガス消費量相当分及び燃料電池発電システムの売電量に係るガス消費量の控除量を差し引いた値とする。
- 逆潮流の実施が把握可能な場合※、燃料電池システムの売電量に係るガス消費量の控除量は、「燃料電池システムのガス消費量のうち売電に係る控除対象分に、売電量を熱量に換算した値を乗じた値」を、「年間追い焚き負荷を除く年間給湯負荷を補助熱源ユニットの年間平均効率で除した値と、発電量を熱量に換算した値の合計値」で除した値とする。ここで発電量は「売電量と発電量（自家消費分）及び補助熱源ユニット消費電力量の和」とする。
- なお、ガス消費量の合計から発電量（自家消費分）のガス消費量相当分を差し引く際や、売電量、発電量（自家消費分）及び補助熱源ユニット消費電力量を熱量に換算する際には、全電源平均係数（8.64MJ/kWh）を用いること。
- 燃料電池システムのガス消費量のうち売電に係る控除対象分、発電ユニットのガス消費量、補助熱源ユニットのガス消費量、売電量、発電量（自家消費分）、補助熱源ユニット消費電力量は、国立研究開発法人建築研究所 平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）現行版の第二章 第二節 設計一次エネルギー消費量及び、第八章 コージェネレーション設備によって算定する。

※実績値の評価対象年度等に出荷した燃料電池システムについて、同年度における逆潮流等の実施の有無が、実績評価時までには把握可能であること。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

ヒートポンプ温水機器①

1. エネルギー消費効率の測定方法等

- ヒートポンプ温水機器のエネルギー消費量の算定に用いるエネルギー消費効率等の値は、以下の各号に示すいずれかの方法により定める。

(1) 日本産業規格C9220 (2018) に基づく方法

- ふろ保温機能を有するもののエネルギー消費効率は、年間給湯保温効率で評価し、日本産業規格C9220 (2018) の7-試験に規定するふろ熱回収機能を用いずに行う給湯モード性能試験等により測定し、同規格附属書Cにより算出した熱効率とする。
- ふろ保温機能を有さないもののエネルギー消費効率は年間給湯効率で評価し、同規格C9220 (2018) の7-試験に規定する給湯モード性能試験等により測定し、同規格附属書Dにより算出した熱効率とする。
- 各気候条件における標準電力消費量、標準加熱能力、沸き上げ温度、ヒートポンプ運転時及び停止時の補機の電力消費量、貯湯熱損失量、総括熱抵抗は、エネルギー消費効率の値に応じて設定された値を用いること。
- 昼間沸き上げを評価する場合は、昼間消費電力量比率について (JRA4085に規定する方法により得られる値) とすること。

(2) 特定条件での性能試験に基づく方法

- エネルギー消費効率、各気候条件における標準電力消費量、標準加熱能力、沸き上げ温度、ヒートポンプ運転時の補機の電力消費量は、積算電力計及び入出水温度計及び流量計を設置し水側熱量計法による試験を行い測定すること。
- ヒートポンプ停止時の補機の電力消費量、貯湯熱損失量、総括熱抵抗は、積算電力計、給水及び給湯等の温度計、熱量確認のための熱電対を設置し水側熱量計法による試験を行い測定すること。
- 給湯負荷条件、ふろ負荷条件、電力負荷条件、温水暖房負荷条件から構成する各条件において使用状況の学習を行う学習期間及び効率を評価する評価期間からなる31日間の測定を行うことで試験機器の効率挙動を詳細に把握するための日変動を考慮したモード (以下、「M1スタンダードモード」という。) における沸き上げ温度 (以下、「M1スタンダードモード沸き上げ温度」という。) は、測定したM1スタンダードモードにおける各日の沸き上げ温度を測定し、沸き上げ運転時間に応じて加重平均した値とすること。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

ヒートポンプ温水機器②

2. エネルギー消費量の算定方法

- 電力消費量は、ヒートポンプユニットと補機の電力消費量の合計値とする。
- ヒートポンプユニットの電力消費量は、沸き上げに係る電力消費量と除霜に係る電力消費量の合計とする。
- 沸き上げに係る電力消費量は、給湯熱負荷に、総括熱抵抗を外気温度等で補正した貯湯熱損失量を合計した沸き上げ熱量を、昼間消費電力比率を踏まえて沸き上げ時間帯区別に按分し、各沸き上げ時間帯区分に対応したM1スタンダードモード沸き上げ温度でのエネルギー消費効率で除することで算出した沸き上げ時間帯区分毎の電力消費量を合計した値とする。M1スタンダードモード沸き上げ温度でのエネルギー消費効率は、沸き上げ時間帯、気候条件、外気温度、標準加熱能力及び標準消費電力等によって補正したエネルギー消費効率とする。除霜に係る電力消費量は、外気温度及びM1スタンダードモード沸き上げ温度等によって補正した除霜効率係数の逆数から1を差し引いた値を沸き上げに係る消費電力量に乗じた値とする。
- 補機の電力消費量は、ヒートポンプ運転時、停止時の補機の電力消費量の合計値とする。
- ただし、いずれも出荷時の運転設定と出荷時の運転設定より1日当たりの沸き上げ熱量を多くする運転設定の2つのモードについて、居住者の使用実態を踏まえて設定された一定の利用率を勘案して算出する。
- ただし、算定に用いたエネルギー消費効率が日本産業規格C9220（2018）に基づく方法で測定したものであり、かつ以下の各号に該当する場合は、下記の方法によりエネルギー消費量を算定することとし、各号とも該当する場合は、第1号により算出された電力消費量に対して第2号を適用する。
 - エネルギー消費効率が3.6より大きい場合
 - エネルギー消費効率が3.6より大きい場合は、既出の製品に対して特定条件での性能試験に基づく方法で測定し、上記の方法により算出したエネルギー消費量に基づき求められる近似式を、当該エネルギー消費効率に適用した値を電力消費量とする。
 - ふろ熱回収機能を有するものである場合
 - 上記の方法により算定した電力消費量に、日本産業規格C9220（2018）の7-試験に規定するふろ熱回収機能を用いて行う給湯モード性能試験等により測定し同規格附属書Cにより算出した年間給湯保温効率をエネルギー消費効率で除した値を乗じたものを電力消費量とする。
 - ガス消費量は0とする。

2 - 4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

電気ヒーター温水機器

1. エネルギー消費効率の測定方法等

- 機器間の性能差、沸き上げ温度差が僅少であること等に基づき、2に示すエネルギー消費量の算定方法を一律に適用すること。

2. エネルギー消費量の算定方法

- 電力消費量は、給湯熱負荷を外気温度等により補正した値を、 3.6MJ/kWh の係数で換算した値とする。
- ガス消費量は、0とする。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

ハイブリッド温水機器①

1. エネルギー消費効率の測定方法等

- 給湯熱源にヒートポンプユニット及びガス瞬間式湯沸器を併用する温水機器（暖房熱源を有する場合は、熱源にガス瞬間式湯沸器のみを用いるもの）の2つの熱源機のエネルギー消費効率は、ヒートポンプ基準加熱効率及び補助熱源機給湯モード熱効率とする。
- ヒートポンプ基準加熱効率は、日本産業規格C9220（2018）の7-試験に規定する各気候条件の下で、ヒートポンプ加熱量、消費電力量及び吸込空気温度を測定し、ヒートポンプ加熱効率（ヒートポンプ加熱量を消費電力量により除すことにより算出した値）を目的変数とし、吸込空気温度を説明変数とした線形回帰式により求められる係数を用いて、基準加熱効率において想定する外気温度に補正して算出すること。
- 補助熱源機給湯モード熱効率は、ガス瞬間式湯沸器のうち暖房機能付きのもの以外のもののエネルギー消費効率の測定方法に基づき設定された値を用いること。給湯モード熱量は、給湯熱量及び給湯流量、給湯・給水温度の計測等により測定された値を用いること。
- 給湯及び暖房熱源にヒートポンプユニット及びガス瞬間式湯沸器を併用する温水機器のエネルギー消費量算定に用いる係数等の値は、給湯熱源にヒートポンプユニット及びガス瞬間式湯沸器を併用する温水機器（暖房熱源を有する場合は、熱源にガス瞬間式湯沸器のみを用いるもの）の評価方法に基づき、エネルギー消費量の実態を踏まえて設定された値を用いること。

2-4. 給湯エネルギー消費量算定方法について

ハイブリッド温水機器②

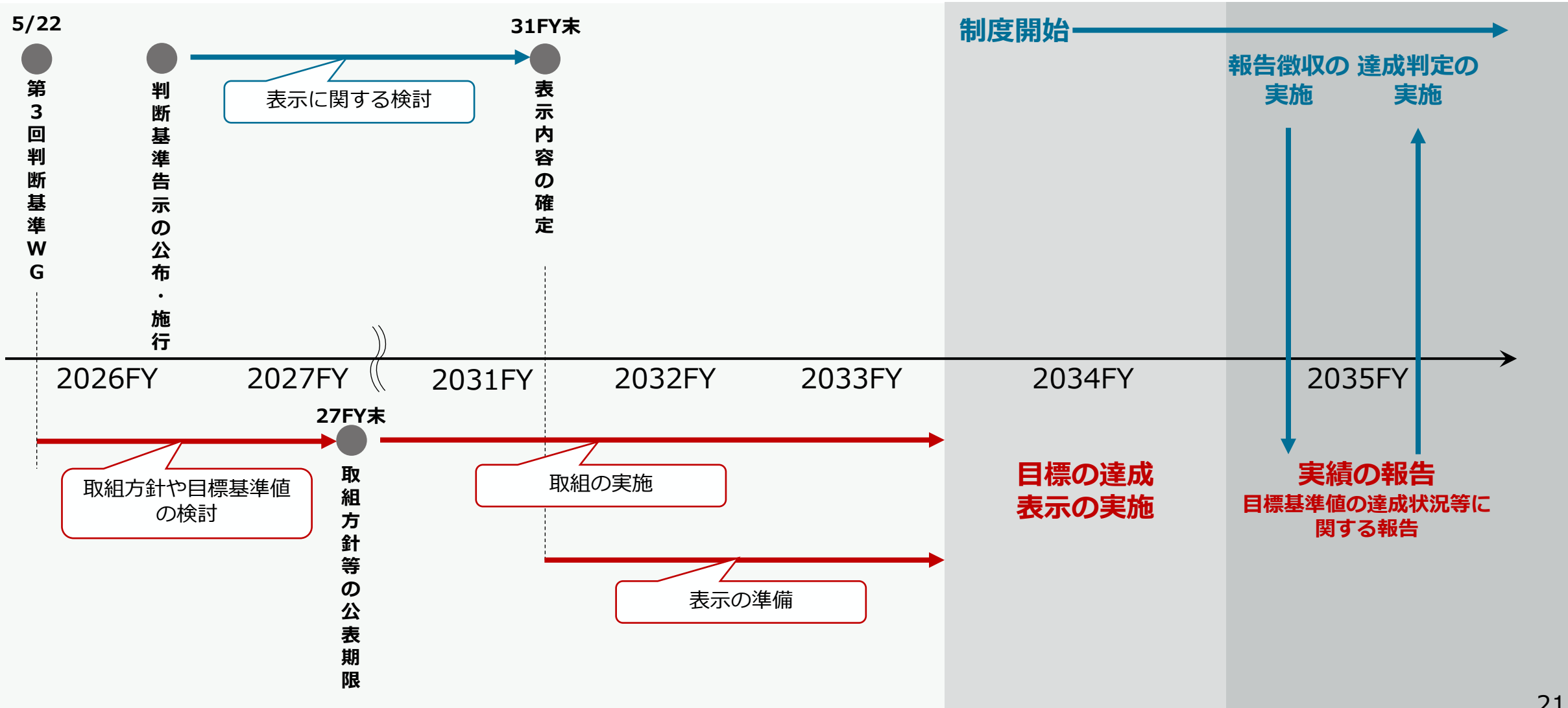
2. エネルギー消費量の算定方法

- 給湯熱源にヒートポンプユニット及びガス瞬間式湯沸器を併用する温水機器（暖房熱源を有する場合は、熱源にガス瞬間式湯沸器のみを用いるもの）の電力消費量は、ヒートポンプユニット、タンクユニット及び保温時のガス瞬間式湯沸器の電力消費量の合計値とする。
- ヒートポンプユニットの電力消費量は、ヒートポンプユニットが分担する給湯熱負荷を貯湯槽熱損失率により補正した上で、外気温度を考慮したヒートポンプ基準加熱効率で除すことにより算出する。
- タンクユニットの電力消費量は、夏期、中間期、冬期から構成される各気候条件におけるモード貯湯ユニット電力消費量を目的変数とし、給湯モード熱量を説明変数とした線形回帰式により求められる係数等を用いて給湯熱負荷を補正し算出する。
- 保温時のガス瞬間式湯沸器の電力消費量は、追焚機能を有さない場合には、浴槽水栓さし湯時の給湯量をエネルギー消費量の実態を踏まえて設定された係数で補正した値とする。追焚機能を有する場合には、追焚時の給湯熱負荷をエネルギー消費量の実態を踏まえて設定された係数で補正した値とする。
- ガス消費量は、ガス瞬間式湯沸器が分担する給湯熱負荷を、用途ごとの給湯熱負荷をエネルギー消費効率の補正值（用途ごとに設定する補正係数及び外気温度により補正した値）で除した値の和とする。
- 給湯及び暖房熱源にヒートポンプユニット及びガス瞬間式湯沸器を併用する温水機器の電力消費量は、当該電力消費量を目的変数として、日平均外気温度、追焚を除く給湯熱負荷、温水暖房熱負荷を説明変数とした線形回帰式により求められる係数により補正した値に、日平均外気温度により補正した電力消費量の補正係数を乗じた値とする。
- ガス消費量は、当該ガス消費量を目的変数とし、日平均外気温度、追焚を除く給湯熱負荷、温水暖房の熱負荷を説明変数とした線形回帰式より求められる係数を用いて補正した値に、日平均外気温度により補正したガス消費量の補正係数を乗じた値とする。

3. 制度案のスケジュールについて

3. 制度のスケジュール

- 本制度に関し、今後想定されるスケジュールは以下の通り。



4. 高効率給湯器の普及に向けた更なる取組

4. 高効率給湯器の普及に向けた更なる取組（①業界の取組）

- 2026年5月19日、一般社団法人日本ガス石油機器工業会（以下「JGKA」）が中心となり、ガス温水機器及び石油温水機器の製造事業者とエネルギーの供給事業者、そして給湯器の流通や住宅の建築・管理等に関わる業界、関係省庁等が参加する「ガス石油省エネ給湯機普及促進会議（スマいる給湯プロジェクト）」を設立。
- 高効率給湯器や潜熱回収型給湯器の徹底的な普及を目的とし、各ステークホルダーと国が一体となり、それぞれにおける課題・実施するべき取組等について議論するとともに、取組の実施状況や管理指標の進捗状況の確認等を行う。

■目的

家庭エネルギー消費の約3割を占める給湯機の省エネ化を強力に推進することを本会議体の目的とする。目的の達成に向け、会議体において以下のことを行う。

- ・関係するステークホルダーと国が一体となり、それぞれにおける課題、実施するべき取組等の議論
- ・取組の実施状況や管理指標の進捗状況の確認、等

■目標

目標年度以降に製造事業者が出荷する全てのガス・石油給湯機において、導入制約^{（※1）}が無い住宅（全体の75%と想定）への出荷及び設置については、**ガス・石油省エネ給湯機^{（※2）}をスタンダード化**を目指す。

（※1）導入制約：ドレン排水の実現が物理的に困難な住宅、ガス・石油省エネ給湯機の設置スペースが無い狭小住宅等。全体の25%と想定。

（※2）ガス・石油省エネ給湯機：**ハイブリッド給湯機、エネファーム、エコジョーズ、エコフィール**

■目標年度

2035年度

■管理指標

毎年度の「TR新基準/省エネ・非化石基準の達成を前提としたガス・石油省エネ給湯機出荷割合」等を管理指標とする。

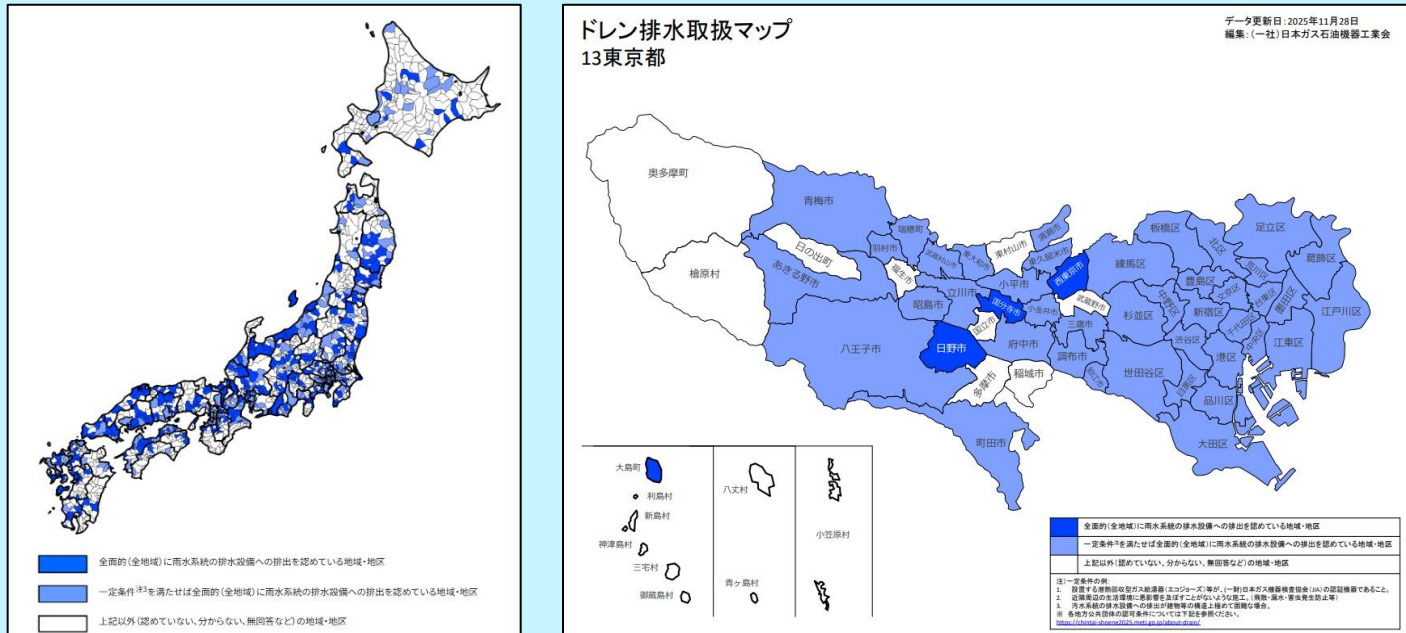
■会議体構成（予定）

- ・運営管理団体
 - （一社）日本ガス石油機器工業会、（一社）日本ガス協会、日本LPガス団体協議会、（一社）全国LPガス協会、（一社）日本コミュニティガス協会、燃料電池実用化推進協議会
- ・参画団体（五十音順）
 - （一社）JBN・全国工務店協会、（一財）住宅生産振興財団、（一社）住宅生産団体連合会、（一社）住宅リフォーム推進協議会、（一社）全国住宅産業協会、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（一社）日本住宅リフォーム産業協会、（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、（公財）日本賃貸住宅管理協会、（一社）日本ツーバイフォー建築協会、（一社）日本木造住宅産業協会、（一社）不動産協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）ベターライフリフォーム協会、（一社）マンションリフォーム推進協議会、（一社）リビングアメニティ協会、（一社）輸入住宅産業協会
- ・オブザーバー
 - 〈団体〉（一財）ベターリビング
 - 〈行政〉経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課、経済産業省 製造産業局 生活製品課 住宅産業室、国土交通省 住宅局 住宅生産課、環境省 地球環境局 デコ活応援隊（脱炭素ライフスタイル推進室）

4. 高効率給湯器の普及に向けた更なる取組 (②ドレン排水)

- 潜熱回収型ガス温水器は、その構造上ドレン排水が発生。これを「汚水処理」とするか「雨水処理」とするか、については、地方公共団体毎に取扱いが異なる状況。
- 一般社団法人日本ガス石油機器工業会（以下「JGKA」）は、各地方公共団体に対し、ドレン排水を「雨水処理」とするよう働きかける取組を実施し、2025年11月より、ホームページ内に「ドレン排水の取扱い情報マップ」※1の掲載を開始。
- また、環境省は、デコ活※2の一環として、JGKA等と連携し、デコ活応援団（官民連携協議会）に参画する地方公共団体のうち、2025年2月時点で「汚水処理」としている可能性のある135の地方公共団体への働きかけを実施。結果、2026年2月時点で79の地方公共団体が「雨水処理」として公表。

<業界団体による「ドレン排水の取扱い情報マップ」>



出典) https://www.jgka.or.jp/torikae_kounyuu/high_efficiency/drain/index.html

<環境省における取組実績のリリース>

環境省報道発表 **デコ活**
くらしの中のエコろけ

令和8年3月27日(金)

高効率給湯器のドレン排水の処理ルール変更の取組に係る結果発表

1. 環境省では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて「デコ活」を推進し、デコ活アクションの一つとして高効率な給湯器の選択を呼び掛けています。
デコ活環境省HP: <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>
デコ活アクション: <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/>
2. 高効率な給湯器である潜熱回収型ガス給湯器等(以下「エコジョーズ等」)については、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水(以下「ドレン排水」)が一定量発生しますが、地方公共団体ごとに「汚水処理」とするか「雨水処理」とするか、ドレン排水の取扱いが異なっており、エコジョーズ等の普及拡大において課題となっています。
3. 今般、一般社団法人日本ガス石油機器工業協会(以下「JGKA」)等において、エコジョーズ等の普及拡大のため、各地方公共団体に対し、ドレン排水を「雨水処理」とするよう働きかける取組が実施されました。
4. デコ活応援隊では、JGKA等と連携し、デコ活応援団(官民連携協議会)に参画する地方公共団体のうち、令和7年2月時点でドレン排水を「汚水処理」としている可能性がある135の地方公共団体に対して働きかけた結果、令和8年2月現在79の地方公共団体が「雨水処理」となりましたので、お知らせします。

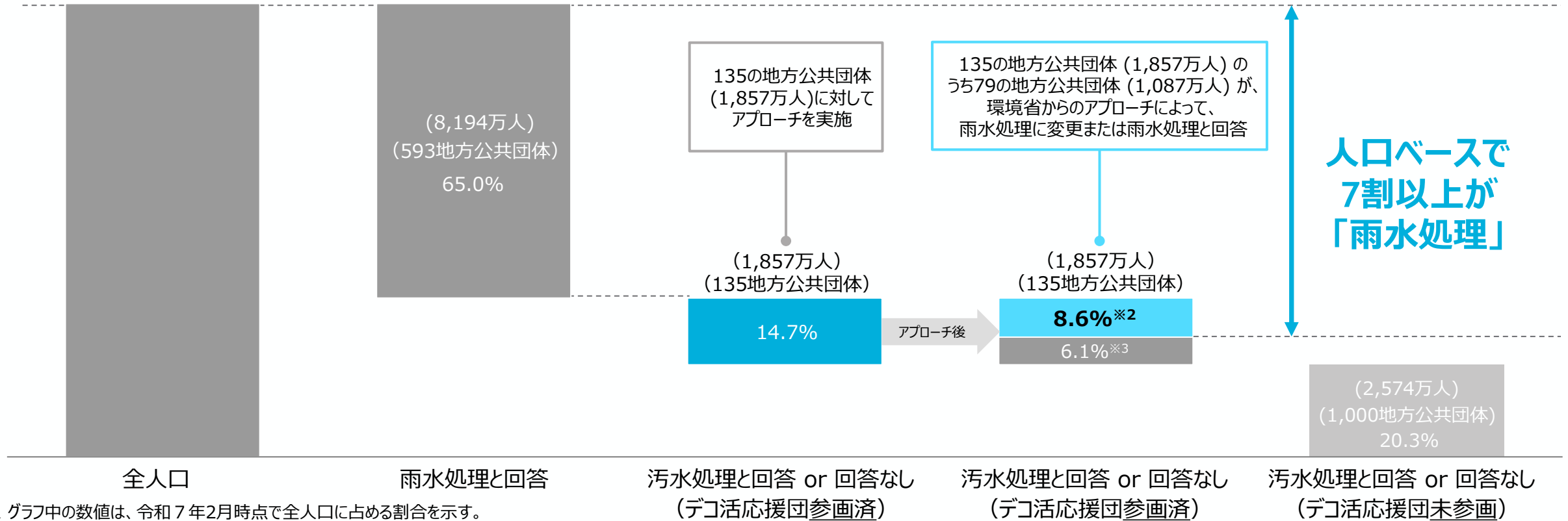
※1: 資源エネルギー庁「各地方公共団体等によるドレン排水の取扱い情報について」を元に作成。

※2: 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。

(参考) ドレン排水の地方公共団体における取扱いの変更状況について

- 環境省では、JGKA等と連携し、資源エネルギー庁が実施したアンケート結果を基に、デコ活応援団参画地方公共団体のうち、ドレン排水を汚水処理としている可能性がある135の地方公共団体にアプローチを実施。
- その結果、135の地方公共団体のうち79の地方公共団体が、ドレン排水を雨水処理に変更、あるいは雨水処理と資源エネルギー庁に回答。

＜環境省の取組によるドレン排水処理に関する地方公共団体の割合（人口ベース・環境省報道発表資料より）＞



※1 グラフ中の数値は、令和7年2月時点で全人口に占める割合を示す。

※2 資源エネルギー庁が令和8年2月27日に公表した地方公共団体のデータに基づく。

※3 資源エネルギー庁のアンケートに回答済であることを確認したもの、資源エネルギー庁にてまだ公表されていない地方公共団体、資源エネルギー庁のアンケートに雨水処理と回答する意思を示しているものの、まだ回答していない地方公共団体を含む。

4. 高効率給湯器の普及に向けた更なる取組（③補助金）

- 概要：消費者等に対し、高効率給湯器の導入に係る費用を補助。加えて、性能の高い機種については補助額の上乗せを行うとともに、蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には加算措置を実施。
- 総額：給湯省エネ2025（R6補正予算）事業：580億円 給湯省エネ2026（R7補正予算）事業：570億円
- 実績：給湯省エネ2025事業は申請率100%に到達。合計で約44万台の導入を支援。

高効率給湯器（補助対象）

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機k株式会社

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所) 株式会社アイシン

ハイブリット給湯機



出所) リンナイ株式会社

給湯省エネ2025事業の実績



予算に対する補助金申請額の割合

予算に対する補助金申請額[※]の割合
(概算値)

100% 受付終了

0%

100%

予算上限（100%）に達したため、
交付申請の受付を終了いたしました。

[補助金申請額の推移はこちら](#)

撤去加算の予算に対する
補助金申請額[※]の割合（概算値）

100% 受付終了

0%

100%

撤去加算の予算に対する補助金申請額の割合が上限に達したため、
撤去加算を含む交付申請（予約を含む）の受付を終了しました。

[撤去加算の補助金申請額の推移はこちら](#)

※ 交付申請および交付申請の予約が提出された総額（審査中のものも含む）。なお、審査等により却下または取り下げされたものは含みません。

2025年12月23日 予算上限到達

5. その他の給湯器に関する取組の紹介

5. その他給湯器に関する取組の紹介①

- 2025年4月、ガス温水機器について2028年度を目標年度とする新たな省エネ基準に関する報告書を取りまとめ。
- 省エネ性能の高い潜熱回収型給湯器の将来の最大限の導入割合に基づき、目標基準値を設定。製造事業者等に対し、2028年度に向けて、2022年度実績と比較し、約3%のエネルギー消費性能の向上を求める。
- とりまとめ以降、告示の改正作業を行い、2026年3月31日に公布、同年4月1日に施行。

◆ 目標年度：2028年度（令和10年度）（現行基準の目標年度：2025年度）

◆ 基準エネルギー消費効率（目標基準値）：85.0% → **87.5%**（ガス温水機器全体）

区分	機器概要	目標基準値 (カッコ内は潜熱回収型導入割合)		(参考) 2022年度実績 (カッコ内は潜熱回収型導入割合)	
I	ガス瞬間湯沸器・自然通気式	77.6%	87.5%※ (57%)	77.6%	85.0% (37%)
II	ガス瞬間湯沸器・強制通気式	85.6%×構造係数 (αII) (35%)		82.4% (6%)	
III	ガスふろがま（給湯付のものであって強制通気式のもの）	89.8%×構造係数 (αIII) (75%)		87.0% (55%)	
IV	ガス暖房機器（給湯付のもの）	91.3% (83%)		90.0% (72%)	

※各区分の目標基準値に対し、目標年度におけるガス温水機器の出荷台数推計に基づき算出した全体加重調和平均値

◆ 潜熱回収型給湯器等の普及拡大に向けた取組の例

- 製造事業者等：国や給湯器の流通等に関わる事業者（関連事業者）の参加・協力を得つつ、潜熱回収型給湯器等の普及に向けた取組を実施する。
- 国：給湯器の施工時に必要となる、地方公共団体のドレン排水情報を収集し、公表する。

5. その他給湯器に関する取組の紹介②

- 概要：賃貸オーナー等に対し、既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助。
- 総額：賃貸給湯省エネ2025（R6補正予算）事業：50億円 賃貸給湯省エネ2026（R7補正予算）事業：35億円
- 実績：令和6年度補正事業（賃貸給湯省エネ2025事業）は申請率61%。合計で約3.9万台の導入を支援。

小型の省エネ型給湯器（補助対象）

エコジョーズ



出所：株式会社ノーリツ

賃貸給湯省エネ2025事業の実績



賃貸集合給湯省エネ
2025事業

予算に対する補助金申請額の割合

予算に対する補助金申請額[※]の割合（概算値）



2025年12月31日をもって交付申請の受付を終了しました。

※ 交付申請および交付申請の予約が提出された総額（審査中のものも含む）。
なお、審査等により却下または取り下げされたものは含みません。

2025年12月31日

[補助金申請額の推移はこちら](#)